



# 鳥取県公報

平成 19 年 5 月 29 日 (火)  
第 7 8 9 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定 (473) (指導管理課) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (474) (〃) . . . . . 2
	介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の指定 (475) (長寿社会課) . . . . . 2
	景観整備機構の指定 (476) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (477) (経済政策課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (478) (〃) . . . . . 4
◇ 公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (7) (交通指導課) . . . . . 5
◇ 公安告示	警備員等の検定等に関する規則による交通誘導警備業務を行う区間の指定 (2) (生活安全企画課) . . . . . 5
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習会の実施 (消防課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 473 号

鳥取県収入証紙条例（昭和 39 年鳥取県条例第 9 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成 19 年 5 月 23 日	642	鳥取市片原三丁目 211	行政書士 平田矩久	鳥取市片原三丁目 211

## 鳥取県告示第 474 号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成 19 年 4 月 2 日	鳥取市若葉台南七丁目 5 - 1	財団法人鳥取県産業振興機構

## 鳥取県告示第 475 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 27 第 1 項の規定に基づき、介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関を指定したので、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 35 条の 9 第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729 - 5	平成 19 年 5 月 18 日

## 鳥取県告示第 476 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 92 条第 1 項の規定に基づき、景観整備機構の指定をしたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
----	----	---------	-------

特定非営利活動法人 NPO市民文化財ネ ットワーク鳥取	鳥取市西町一丁目 106	鳥取市西町一丁目 106	平成 19 年 5 月 22 日
-----------------------------------	--------------	--------------	------------------

### 鳥取県告示第 477 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ラ・ムー旗ヶ崎店  
米子市旗ヶ崎七丁目 314、316-1、317-1、317-3、318、328-1、328-2、328-4 及び 328-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司  
岡山県倉敷市堀南 704-5
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 20 年 1 月 23 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,388.96 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8 の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 106 台（うち身体障害者用 3 台）
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8 の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 97 台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8 の書類に記載のとおり  
イ 面積 88 m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8 の書類に記載のとおり  
イ 容量 21.9m<sup>3</sup>
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
終日
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 出入口 1 か所、入口専用 1 か所、出口専用 1 か所  
イ 位置 8 の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 5 時から午後 12 時まで

7 届出年月日

平成 19 年 5 月 22 日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成 19 年 5 月 29 日から 4 月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

#### 鳥取県告示第 478 号

平成 19 年鳥取県告示第 284 号（大規模小売店舗の変更事項の届出について）により告示したデオデオ米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

2 米子市の意見の概要

- (1) 荷さばき作業位置西側には集合住宅があり、荷さばきが深夜時間帯に及ばないようにすること。
- (2) 閉店時間帯の場内での暴走行為による騒音が発生しないようにすること。
- (3) キュービクル、空調室外機等からの騒音・低周波等が発生しないようにすること。

3 縦覧に供する期間

平成 19 年 5 月 29 日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

## 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

### 鳥取県公安委員会規則第 7 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成 19 年鳥取県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 9 条の 9 の改正規定の次に次の改正規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（車両等の運転者の遵守事項） 第 9 条の 22 法第 71 条第 6 号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（6） 略 （7） 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、<u>中型自動車</u>、普通自動車（原動機が大きさが総排気量については 0.050 リットル以下、定格出力については 0.60 キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p>	<p>（車両等の運転者の遵守事項） 第 9 条の 22 法第 71 条第 6 号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）～（6） 略 （7） 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機が大きさが総排気量については 0.050 リットル以下、定格出力については 0.60 キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。</p>

附則第 1 項第 2 号中「、第 10 条の 2」の前に「、第 9 条の 22」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第 2 号

警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 5 の項の上欄の規定により、鳥取県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

平成19年5月29日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

路 線	区 間
1 国道9号	鳥取県の全域
2 国道53号	鳥取県の全域
3 国道181号	鳥取県の全域

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成19年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

### 2 講習の日時及び場所

- 平成19年8月6日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 平成19年8月7日（火） 午前9時30分から午後0時30分まで  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- 平成19年8月20日（月） 午後1時30分から午後4時30分まで  
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂
- 平成19年8月24日（金） 午前9時30分から午後0時30分まで  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 平成19年8月31日（金） 午前9時30分から午後0時30分まで  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

### 3 受講手続

県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県防災局消防課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成19年6月25日（月）から同年7月6日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）に、鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-23-2461）に提出すること。（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、平成19年7月6日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。）

### 4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。